

# 令和8年度 かほく市 入園案内

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間にこども園等を利用予定の方

## 【申込受付期間】

一次 令和7年10月1日（水）～10月11日（土） 正午

二次 令和8年2月2日（月）～2月6日（金） 17:00

※5月以降の入園予定者は、令和8年2月の二次申込にご提出ください。

出産予定の方で令和8年度中の入園をご希望の方についても二次申込にご提出ください。

※園によって申込期間・必要書類が異なります。詳しくは2ページをご覧ください。

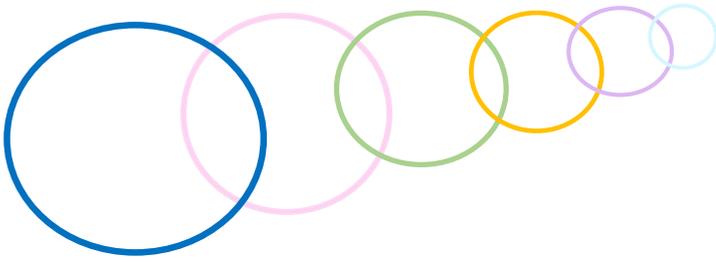
公立園以外は直接園にお問い合わせください。

※転入者で一次申込を希望する場合、令和8年4月1日までに住民票の異動が必要です。

かほく市 健康福祉部 こども家庭課

〒929-1195 かほく市宇野気二 81 番地

TEL : (076)-283-7155 / FAX : (076)-283-1115



## — もくじ —

<b>1. 申込の受付期間について</b>	…	<b>2</b>
<b>2. 入園スケジュール</b>	…	<b>3</b>
<b>3. 教育・保育給付について</b>	…	<b>4</b>
<b>4. 保育認定の事由について</b>	…	<b>4</b>
<b>5. 入園に必要な書類</b>	…	<b>5</b>
<b>6. 保育料について</b>	…	<b>6</b>
<b>7. 施設一覧</b>	…	<b>8</b>
<b>8. 特別保育について</b>	…	<b>9</b>
<b>9.FAQ</b>	…	<b>10</b>

# 1. 申込の受付期間について



## ○申込受付期間内に**第1希望園**へご提出をお願いします

※必ず期間内にお申し込みください。期間後の申込受付は行いません。

※4月入園者のみ10月の一次申込にご提出ください。5月以降の入園予定者は令和8年2月の

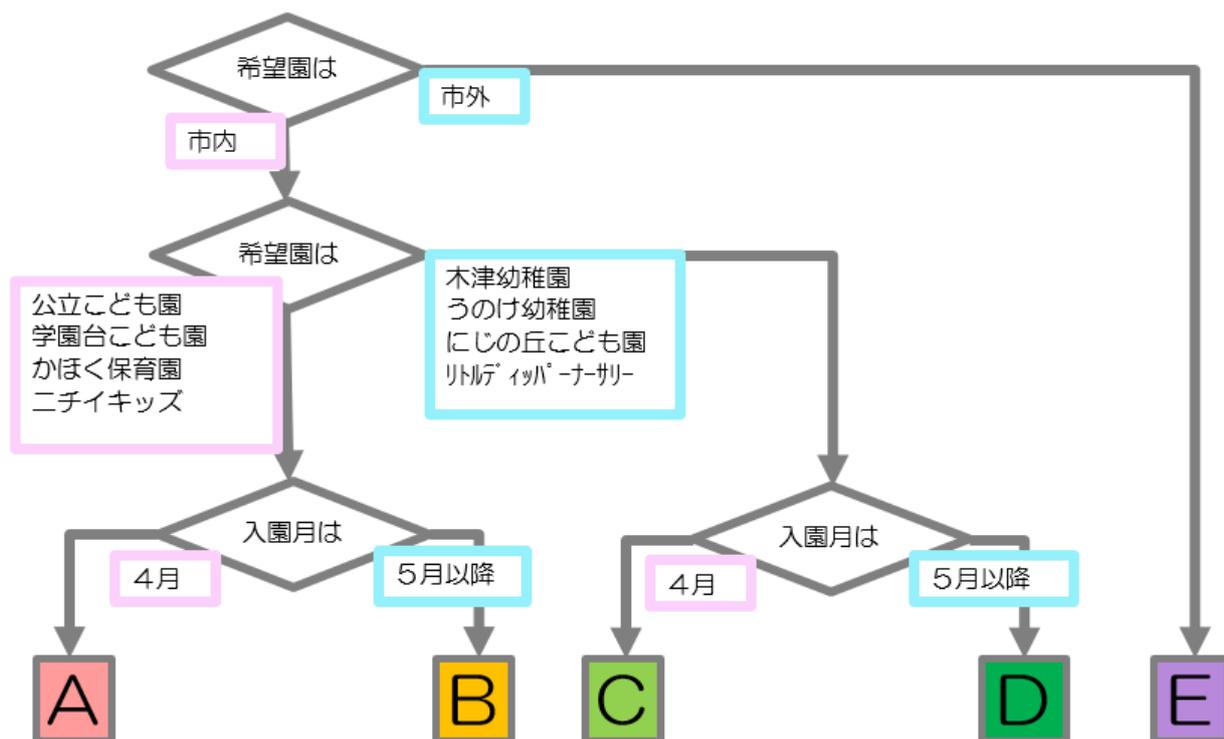
二次申込にご提出ください。(※3ページで確認後、(2)(3)(5)(6)の園への申し込みについては直接園へご確認ください)

公 私	施 設	希望施設	提出先	一次 申込受付期間	二次 申込受付期間	問い合わせ先
公 立		(1)かほく市立 認定こども園	【一次】 第一希望園  【二次】 こども家庭課	10月1日(水)～11日(土) 平日：9時～17時 土日：受付なし(11日は除く) ※11日(土)は9時～12時	2月2日(月)～6日(金) 平日：9時～17時 土日：受付なし	283-7155 (こども家庭課)
私 立	認 定 こ ど も 園	(2)認定こども園 うのけ幼稚園	同左	9/13(土)までに園へ直接お問い合わせください(日曜日は除く)	2月2日(月)～6日(金) 平日：9時～17時 土日：受付なし	283-7111
		(3)にじの丘 こども園	同左	9/13(土)までに園へ直接お問い合わせください(日曜日は除く)	2月2日(月)～6日(金) 平日：9時～17時 土日：受付なし	283-2416
		(4)学園台こども園	同左	10月1日(水)～11日(土) 平日：9時～17時 土日：受付なし(11日は除く) ※11日(土)は9時～12時	2月2日(月)～6日(金) 平日：9時～17時 土日：受付なし	281-0515
		(5)木津幼稚園	同左	※申し込みを希望する方は9月中旬に園へ詳細をご確認ください (土・日・祝は除く)	2月2日(月)～6日(金) 平日：10時～17時 土日：受付なし	285-1388
		(6)リトル ディッパー ナーサリー	同左	10月6日(月)～11日(土) 平日：10時～17時 土：9時半～12時	2月2日(月)～6日(金) 平日：10時～17時 土日：受付なし	256-0035
	小 規 模 保 育 園	(7)かほく保育園	同左	10月1日(水)～11日(土) 平日：9時～17時 土日：受付なし(11日は除く) ※11日(土)は9時～12時	2月2日(月)～6日(金) 平日：9時～17時 土日：受付なし	283-7780
		(8)ニチキッズ イオンモールかほく 保育園	同左	10月1日(水)～10日(金) 平日：9時～17時 土日：受付なし	2月2日(月)～6日(金) 平日：9時～17時 土日：受付なし	255-2583
		(9)市外保育園 市外認定こども園	こども家庭課	10月1日(水)～31日(金) 17時 ※事前に希望する園に相談の上、ご提出ください ※年度途中入園希望の方もこの期間内にご提出ください ※利用理由(就労先・保護者実家側等)が必要です(求職活動は該当しません)		283-7155 (こども家庭課)

## 2. 入園スケジュール



### 令和8年度入園申込 フローチャート



A	10月	一次申込 第1希望園に申込書を提出 <b>申込期間（公立）：10月1日（水）～11日（土）12：00</b> ※私立は、若干異なりますので、各園にお問合せ下さい ※一次申込をできなかった方は <b>B</b> へ
	12月	調整の結果、第1希望園に入れない方のみ電話にてご連絡
	1月下旬	入園が決まった方へ入園承諾書を送付
B	1月中旬	市HPIに空き状況（二次申込可能状況）を掲載
	2月	二次申込 公立：こども家庭課に申込書を提出 私立：第1希望園に申込書を提出 <b>申込期間（公立）：2月2日（月）～6日（金）17：00</b> ※私立は、若干異なりますので、各園にお問合せ下さい
	2月下旬	調整の結果、第1希望園に入れない方のみ電話にてご連絡
C	3月中旬	入園が決まった方へ内定通知書を送付
	9月上旬	園独自申込み※詳細は各園に問合せ →調整の結果、不承諾であった場合は <b>A</b> へ
	10月	一次申込 第1希望園に申込書等を提出
D	1月下旬	入園が決まった方へ入園承諾書を送付
	9月上旬	園独自申込み※詳細は各園に問合せ →調整の結果、不承諾であった場合は <b>B</b> へ
	2月	二次申込 第1希望園に申込書を提出
E	3月中旬	入園が決まった方へ内定通知書を送付
	10月	管外申込 希望園に相談の上、こども家庭課に申込書を提出 <b>申込期間：10月1日（水）～31日（金）17：00</b> ※年度途中入園者含む
	1～3月	入園が決まった方へ入園承諾書を送付 ※市町村によって時期が異なります

### 3. 教育・保育給付について

保育所、認定こども園を利用するには、かほく市が行う「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分があります。

3つの認定区分に応じて、利用できる施設や時間が変わります。

#### 【教育・保育給付認定の種類】

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども

### 4. 保育認定の事由について

保育認定(2号・3号認定)を受けるには、保護者(父母等)が、次のいずれかに該当していることが必要です。

	保育認定事由	保育短時間	保育標準時間	保育要件について・注意点
①	就労 (月48時間以上の就労に限る)	月48時間以上120時間未満の就労	月120時間以上の就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者(65歳未満の同居祖父母を含む)が就労している</li> <li>仕事が休みの日は、家庭内保育または保育短時間のお預かり</li> <li>就労を開始する場合、月16日以上就労が必要。(育児休業が終了し、元の職場に復職するときは、復職月から入園可)</li> </ul>
②	妊娠・出産	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産予定日の6週前の属する月～出産日の8週間後の月末まで</li> </ul>
③	育児休業取得中の継続利用	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業取得時に既に園を利用している子どもがおり、その園児が継続して園の利用が必要であると認められるとき(但し、認定期間は出生児が満1歳になる月の末日までです。また、妊娠・出産を理由に入園された方は育児休業取得による継続利用はできません。)</li> </ul>
④	保護者の疾病・障がい	○ (診断書による)	○ (診断書による)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が病気やけがをしている</li> <li>心身の障がいがある</li> </ul>
⑤	親族等の介護・看護	○ (診断書による)	○ (診断書による)	<ul style="list-style-type: none"> <li>同居または長期入院している親族を常時介護、看護する必要がある</li> </ul>
⑥	災害復旧	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合</li> </ul>
⑦	求職活動	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>求職活動や起業準備にあたる(一世帯で連続3か月以内かつ年度内3か月以内)</li> </ul>
⑧	就学・技能習得 (趣味・通信教育は除く)	月48時間以上120時間未満の就学等	月120時間以上の就学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学や技能取得のため学校等に通う</li> <li>「就学・技能習得」事由後に「求職活動」事由への変更はできません</li> </ul>
⑨	上記以外			<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭課にお問い合わせください</li> </ul>

(注1)保護者(65歳未満の同居祖父母を含む)の中で1人でも保育要件が短時間認定に該当する場合は、認定は短時間認定となります

(注2):保育要件が該当しなくなった場合は、その時点まで利用可能です。

## 5. 入園に必要な書類



★かほく市 HP、こども家庭課、各園にて申込書等を取得いただき、申込期間中にご提出ください。  
公立以外の園に関しては、下記以外の書類をお願いする場合があります。各園に直接ご確認をお願いします。

### ① 支給認定申請書兼施設利用申込書

- ・かほく市ホームページ、こども家庭課窓口、各園に用意してあります。
- ・お子さん1人につき1枚記入をお願いします。
- ・保育を希望しない方（1号認定）は申込書のみ提出が必要です。
- ・保育を希望する方（2・3号認定）は申込書のほかに下記の書類が必要です。  
（※入所希望園児の最年長者に添付してください。）
- ・区域外保育を希望する方は別途申出書が必要です。

### ② 保育が必要な状況を証明する書類

保育が必要な要件	提出書類
就労 (月48時間以上)	・就労証明書 ※「変則労働、土日祝勤務、自営業」の方は、年間休暇表、シフト表や開業届など就労状況が確認できるものを添付してください。
妊娠・出産	・母子手帳など出産予定日が確認できる書類の写し
育児休業	・就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）
保護者の疾病・障がい	・医師の診断書（保育が困難なことがわかるもの） ・障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し
親族等の介護・看護	・医師の診断書（保育が困難なことがわかるもの） ・障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し
災害復旧	・罹災証明等
求職活動	・ハローワーク登録証等の写し
就学・技能習得 (趣味・通信教育は除く)	・学生証（在学証明書）の写し ・カリキュラム等受講状況のわかるもの
上記以外	・こども家庭課にご相談ください

※同居の65歳未満の祖父母についても、上記の書類が必要です。

※就労・産休・育休以外の方は、上記書類のほかに申立書が必要です。

※土曜保育を希望の方は、会社カレンダーまたはシフト表等を添付してください。

### ③ 定員を上回る申込みがあった場合

保育事由、兄弟姉妹の入園状況等から優先順位をつけて、新規・在園児を問わず入園調整を行います。  
第1希望の園に入れない方のみ、一次申込は12月、二次申込は2月下旬に結果を電話連絡いたします。



### ④ 入園の承諾・保育料の決定

入園の承諾については、3ページのフローチャートをご確認ください。

保育料の決定通知書は、令和8年4月中旬に送付予定です。（5月以降の入園の方は、入園する前月に送付予定です。）

## 6. 保育料について



保育料は扶養義務者（原則父母）の市民税所得割額の合計に応じて決定します。ただし、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合は、同居する者（祖父母等）を含めた市民税額にも基づき算定します。

○利用者負担額は月額です

### 【3歳未満：3号認定（保育認定）の利用者負担額基準表】

階層区分	階層区分の定義	利用者負担額（月額）		
		3号認定（3歳未満）		
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円	
第3-1階層	市民税所得割課税額	24,300円未満（均等割のみ含む）	12,700円	12,500円
第3-2階層		24,300円以上48,600円未満	13,700円	13,500円
第4-1階層		48,600円以上72,800円未満	19,500円	19,200円
第4-2階層		72,800円以上97,000円未満	21,000円	20,700円
第5-1階層		97,000円以上133,000円未満	26,700円	26,300円
第5-2階層		133,000円以上169,000円未満	28,900円	28,500円
第6階層		169,000円以上301,000円未満	30,500円	30,100円
第7階層		301,000円以上	36,000円	35,500円

### 【幼児教育・保育の無償化】

- 3～5歳児クラス全ての児童の保育料・副食費が無償です。
  - ・認定こども園の1号認定（教育認定）子どもについては満3歳から無償となります。
  - ・副食費とは、おかず・おやつ等の費用のことです。（ごはんなどの主食は保護者負担となります）
  - ・通園送迎費、行事費などは、保護者の負担となります。
- 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童は保育料が無償です。

### 【1号の預かり保育について】

- 園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。  
 （注）保育の必要性があり、施設等利用給付の認定を受けている子どもに限ります。  
 施設等利用給付の申し込みについては各施設またはこども家庭課までお問い合わせください。

### 【令和8年度：対象年齢について】 ※年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日	
5歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	保育料無償
4歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	
3歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	
2歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	保育料発生
1歳児	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日	
0歳児	令和 7年4月2日～	

※多子軽減・減免等除く

◆教育・保育の必要性によって施設利用の認定が必要です！

子どもが3歳以上で <b>教育を希望</b> する場合	→	1号認定 (教育標準時間認定)	教育標準時間 9:00~13:00	
子どもが3歳以上で <b>保育が必要</b> な場合	→	2号認定 (保育認定)	保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>120時間以上</b>	保育標準時間 7:00~18:00
			保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>48時間以上120時間未満</b>	保育短時間 8:00~16:00
子どもが3歳未満で <b>保育が必要</b> な場合	→	3号認定 (保育認定)	保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>120時間以上</b>	保育標準時間 7:00~18:00
			保育必要量 1か月あたりの就労時間 <b>48時間以上120時間未満</b>	保育短時間 8:00~16:00

\*上記の利用時間は市内の公立施設の場合です。

\*市内の私立施設及び市外の施設の利用時間については各施設にお問い合わせください。



◆利用者負担額（保育料）の切替時期について

利用者負担額が市民税所得割課税額の決定時期により、**切替時期が9月**となります。

4月~8月の保育料	→	前年度の市民税の所得割額により算定
9月~3月の保育料	→	今年度の市民税の所得割額により算定



◆多子軽減制度について

- ◎第1子 → 利用者負担額基準表のとおり
- ◎第2子 → ・3号認定 … 保護者と「生計を一」とする第2子は、第1子の年齢に関らず**基準額表の半額**です。市民税の所得割額の合計が、57,700円未満の世帯の第2子は**無償**となります。
- ◎第3子以降 → ・3号認定 … 保護者と「生計を一」とする第3子以降は、第1子・第2子の年齢に関らず**無償**です。

◆ひとり親世帯など 利用者負担額（保育料）の減免について

※ひとり親世帯などとは、母子・父子家庭世帯、在宅障がい者がいる世帯、生活保護法に定める要保護世帯です。

- ◎第1子 → ・3号認定 … 第3階層世帯の第1子は、基準額表より1,000円を減じた額の**半額**です。第4-1及び4-2階層世帯の第1子は、**9,000円**です。  
(4-2階層のうち市民税所得割額77,101円以上は除く)  
市民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の第1子は、基準額表の**半額**です。
- ◎第2子 → ・3号認定 … 市民税所得割額が77,101円未満の世帯の第2子は、第1子の年齢に関らず**無償**で、市民税所得割額が77,101円以上97,000円未満の世帯は、**半額×1/2**となります。
- ◎第3子 → ・3号認定 … 上記の多子軽減制度と同じです。

※市民税の所得割額は子どもを養育する世帯の合計です。

◆預かり保育料・延長保育料について

預かり保育料	→	各施設にお問い合わせください。(1号認定の利用者)
延長保育料	→	各施設にお問い合わせください。

〔参考〕かほく市内の公立施設の場合 ※1号の利用者は必要に応じて預かりします。教育標準時間(9:00~13:00)以外の預かりは**1時間当り200円**  
7:00~8:00及び16:00~18:00において**1時間当り100円**(2号・3号の保育短時間認定の利用者)  
18:00~19:00において**1時間当り200円**となります。(2号、3号の利用者)  
18:00~19:00において**月額2,000円**となります。(2号、3号の保育標準時間認定の利用者)

## 7. 施設一覧(令和7年10月1日現在)

公私	施設名	施設種別	所在地	電話	利用定員(R7)	開所時間 (延長保育含む)	利用年齢	一時預かり	休日保育	病後児保育
公	高松こども園	認定こども園	高松才 82-2	281-1130	155	7時~19時	2ヶ月児~	○		
公	大海こども園	認定こども園	夏栗い 43-1	281-3682	92	7時~19時	2ヶ月児~	○		○
公	はまなすこども園	認定こども園	木津ハ 49-1	285-2630	190	7時~19時	2ヶ月児~	○		
公	ひまわりこども園	認定こども園	秋浜ハ 17-2	283-3041	160	7時~19時	2ヶ月児~	○		
公	しらゆりこども園	認定こども園	白尾ワ 1-1	283-1860	195	7時~19時	2ヶ月児~	○		○
公	新化こども園	認定こども園	宇野気二 65-1	283-0231	193	7時~19時	2ヶ月児~	○	○	○
公	みずべこども園	認定こども園	大崎東 58-1	283-1933	193	7時~19時	2ヶ月児~	○		
公	金津こども園	認定こども園	谷イ 36-1	285-2681	96	7時~19時	2ヶ月児~	○		
私	うのけ幼稚園	認定こども園	宇野気二 15	283-7111	185	7時30分~19時	1歳児~	○		
私	にじの丘こども園	認定こども園	秋浜イ 42-1	283-2416	144	7時~19時	2ヶ月児~	○		
私	木津幼稚園	認定こども園	木津二 132番甲地	285-1388	125	7時~19時	1歳児~	○		
私	学園台こども園	認定こども園	学園台 5-18	281-0515	135	7時~19時	2ヶ月児~	○		
私	かほく保育園	小規模保育園	宇気夕 65-1	283-7780	19	7時~19時	2ヶ月児~	○		
私	こひきゅん'イソメル かほく保育園	小規模保育園	内日角夕 25	255-2583	19	7時~19時	2ヶ月児~	○		
私	リトル'イッパ'ナ-リ-	小規模保育園	木津ハ 66-1	256-0035	19	7時~19時	2ヶ月児~	○	○	

\*延長保育、年末保育、休日保育、一時預かり等の料金や時間は施設ごとに定められています。  
詳細についてのお問い合わせやお申し込みは各施設にお願いします。

\*病児保育（体調不良児保育）を行っている認定こども園、小規模保育園はありません。  
病児保育を利用希望の場合は、「8.特別保育について」をご覧ください。



## 8. 特別保育について



詳しくは、ご入園時に配布される各園のこども園のしおりをご覧ください。

### 【 休日保育 】

◇休日（日曜または祝日）、保護者の就労等の理由で家庭での保育ができない場合に  
かほく市内の一部の園（「7. 施設一覧」参照）で通園中の乳幼児（6カ月～）をお預かりします。  
入園後、休日保育が必要なご家庭の方は、別途書類のご提出が必要です。

### 【 病後児保育 】

◇かほく市内の公立こども園および学園台こども園に通園中の乳幼児（6カ月～）が、病気の回復  
期にあり集団保育の困難な期間にお預かりします。  
（※状況次第で、お預かりが難しい場合もございます。こども園またはこども家庭課までご相談ください。）

### 【 病児保育 】

◇生後6か月以上の乳幼児が、病気やけがで体調が優れない場合に下記施設にてお預かりします。  
（※詳しくは各施設に直接お問い合わせください。）

実施場所	問い合わせ先
金沢医科大学病院 病児保育室 すまいる	(076) 218-8059
さくら保育園 病児・病後児保育室	(076) 283-7791

### 【 年末保育 】

◇かほく市内の公立こども園に通園中の乳幼児（6カ月～）で、年末に家族の就労により保育で  
きない場合にお預かりします。入園後、年末が必要なご家庭の方は、別途書類のご提出が必要で  
す。

実施日時：12月29日・30日

### 【 一時預かり 】

◇保護者の就労形態または疾病、入院その他の事由により緊急に乳幼児の保育が必要となった場  
合に、一時的にこども園等で保育を受けることができます。

（※利用を希望される園へ直接ご連絡ください。状況によってはお預かりができない場合があります。）

## 9. FAQ



市ホームページでも随時更新していますので、ご確認ください。

FAQ 令和7年9月1日現在

Q1	申込書等はどこで入手できますか。
A1	9月中旬より市ホームページよりダウンロード可能です。 また、こども家庭課及び市内各園でも配布しています。 就労証明書の様式は、昨年度と同じ様式となっていますので、準備可能です。 二次申込も一次申込と同様の様式となっていますので、申込受付期間前より書類の準備が可能です。 添付書類については、申込申請日から3か月以内に作成されたものを添付してください。
Q2	第1希望から第3希望までに公立と私立を記入することはできますか。 (第1希望：公立、第2希望：私立、第3希望：私立 等)
A2	可能です。申請書は、第1希望園にのみご提出をお願いいたします。
Q3	一次申込で兄弟姉妹で同じ園を申し込みます。就労証明書はそれぞれ必要でしょうか。
A3	不要です。ただし、兄弟姉妹で違う園を申し込む場合はそれぞれご提出が必要です。 また、二次申込で兄弟姉妹を申し込む場合は、申請日から3か月以内に作成された 就労証明書のご提出が必要となります。
Q4	定員を上回る申込みがあった場合はどうなりますか。
A4	保育事由、兄弟姉妹の入園状況等から優先順位をつけて新規・在園児を問わず入園調整をします。
Q5	申込時点で育児休業中です。いつまでに復帰すれば、一次申込（4月入園）可能ですか。
A5	育児休業からの復職の場合、4月中に復職であれば一次申込（4月入園）が可能です。 ただし、育児休業を取得した職場での復職に限ります。 転職された場合は、4月15日以前より就労を開始する必要があります。 同様に二次申込でも復職月から入園可能です。転職された場合は、月に16日以上就労が必要です。
Q6	求職活動で申し込みましたが、就労先が決定しました。入園調整の保育事由は就労にできますか。
A6	定員を上回った場合の入園調整への反映は、一次申込のみ10月中に就労証明書もしくは 就労時間の記載がある内定通知書をご提出された場合のみ対応します。 二次申込では、申し込み時点での保育事由で入園調整します。
Q7	一次申込で決定通知をもらった後、入園月を変更することはできますか。
A7	一次申込は4月入園者のみとなっていますので、入園月を変更する場合は、取下げを行い、 二次申込で改めて申し込みをし直す必要があります。ただし、定員を上回る申し込みによる 入園調整の結果、二次申込で希望した園及び一次申込で決定した園に入園できなくなる 可能性があることにご留意ください。 また、二次申込期間を過ぎて変更する場合は、翌年度の申し込みで優先順位が下がる場合があります。
Q8	現在市外在住です。入園申込はできますか。
A8	一次申込（4月入園）は、令和8年4月1日までにかけ市に住民票を異動できる場合、 申し込みができます。 二次申込は、入園の前月までにかけ市に住民票を異動できる場合、申し込みができます。 転園児は、住民票の異動日が入園手続きに影響がある場合がありますので、 こども家庭課まで一度ご相談ください